

緊急通報装置をご申請の皆様へ

緊急通報体制整備事業について

1. 内容

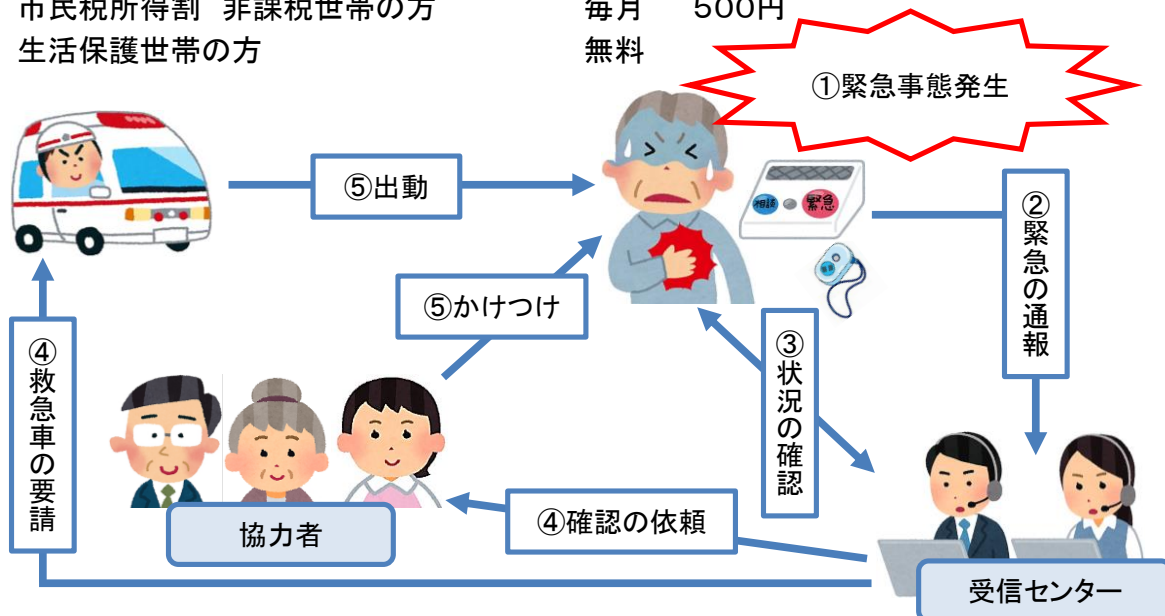
緊急通報装置を設置して、緊急時にボタンを押すことにより、受信センターに通報が届きます。受信センターは状況に応じて、救急車の要請や、登録されている協力者に連絡をします。また、月に2回安否確認のお電話をします。

2. 対象者

市内に住所があるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、もしくは高齢者のみの世帯。
※愛の一声(ヤクルト)ご利用の方は、重複して利用できませんのでご注意ください。

3. 利用料金

市民税所得割 課税世帯の方	毎月 1,000円
市民税所得割 非課税世帯の方	毎月 500円
生活保護世帯の方	無料



ご利用条件及び注意事項

ご利用いただく緊急通報の種類には、据置型と携帯型の2種類ございます。
以下のご利用条件を満たすことができない場合は、設置をすることができない場合がございます。

○ご利用条件

- ・固定電話や携帯電話など、なんらかの通信手段をお持ちの方
- ・松山市内に在住でそれぞれ別世帯の協力者を2名以上確保できる方
協力者は、緊急時に受信センターがお願いすることに、いつでも対応いただきます。
協力者に異動(交代・欠員)の発生した場合は、必ず下記の問い合わせ先までご連絡ください。
協力者の住民基本台帳の情報(死亡・転出等)を確認する場合があります。

○据置型

- ・緊急通報装置は、ご家庭の固定電話回線を利用しており、原則NTTのアナログ回線でのみ使用可能。
緊急通報装置を設置後、電話回線を変更された場合、正常に通報ができなくなる可能性があります。

○携帯型

- ・携帯電波サービス提供地域にお住まいで、携帯電話の使用方法を理解し、正常に発信・会話ができる。

○緊急通報装置について

- ・緊急通報装置は貸与となります。
紛失や、過失による故障の場合は、**利用者の実費負担**となりますので、ご注意ください。

担当業者が設置の際に使用方法等をご説明いたします。内容をご理解いただいたうえでご利用ください。

【問い合わせ先】

松山市長寿福祉課 高齢者対策担当

TEL:089-948-6408 FAX:089-934-1763